

**児童生徒への性加害を生まない風土を
どう醸成していけばよいか
提言**

令和6年10月

練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会

目次

第1	はじめに	
1	提言の前提	1
2	練馬区における教職員等による児童生徒性暴力事案の発生	3
3	委員会の実施状況	4
	(1) 委員の構成	
	(2) 委員会の開催概要	
第2	委員会の基本的な方針	
1	委員会で検討した事案	5
	事案1 区立小学校会計年度任用職員の盗撮	
	事案2 区立中学校教諭の逮捕	
	事案3 区立中学校校長の逮捕	
2	事案についての検討内容	5
	(1) 事案発覚に至る経緯等	
	(2) 初動対応について	
	(3) 性暴力の防止対策や発見後の対応についての検討	
第3	児童生徒に対する性暴力の発覚の困難さ	
1	学校においては圧倒的な権力関係が存在していることに関する理解が十分ではなかったこと	10
2	性暴力についての理解が十分ではなかったこと	11
3	「服務違反」という認識が中心で、性暴力が「人権侵害」という意識が希薄だったこと	11
4	被害者が被害を受けた認識を持つことができなかったこと	12
5	被害者が被害申告・相談する窓口が制度的に存在していなかったこと	12
6	教員による「違和感」を共有する仕組みや風土が存在していなかったこと	13
第4	教職員による児童生徒性暴力等防止に向けた取組	14
第5	提言	
1	性被害の発生を防止するために	16
	(1) 性暴力に関する理解の浸透の重要性	
	(2) 「性暴力」が発生しない、発生させないための風土づくり	
2	性暴力が発覚した後の対応について	20
	(1) 相談窓口の整備・マニュアルの改訂	
	(2) 被害者への支援、二次被害の防止の重要性	
	(3) 性暴力が生じた場合の適切な対応	
3	あるべき研修の例	23
	(1) 児童生徒に対する性教育	
	(2) 教職員、保護者に対する研修	
	(3) 研修内容について	
第6	おわりに	26

資料編

別添 1	事案 1 区立小学校会計年度任用職員の盗撮	3 1
別添 2	事案 2 区立中学校教諭の逮捕	3 2
別添 3	事案 3 区立中学校校長の逮捕	3 3
別添 4	対応マニュアル「教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために」	3 4
1	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の通知	3 6
2	事案 1 発生後、該当校全学年に行ったアンケート	3 7
3	事案 1 発生後、再発防止に向けた校内研修の実施通知	3 8
4	事案 1 発生後、再発防止に向けて行った校内研修の研修教材	3 9
5	事案 2 発生後、該当校全学年に行ったアンケート	4 0
6	事案 2 において当該教員自死後、該当校全学年に行ったアンケート	4 1
7	事案 2 発生後、再発防止に向けた校内研修の実施通知	4 2
8	事案 2 発生後、区立学校(園)のホームページに掲載した相談窓口案内	4 3
9	令和 4 年度 服務事故防止月間(7月)で使用した管理職用チェックシート	4 4
10	令和 4 年度 服務事故防止月間(7月)で使用した教員用チェックシート	4 6
11	同防止月間で全小学校を通して児童に配付した相談シート	4 8
12	同防止月間で全中学校を通して生徒に配付した相談シート	5 0
13	管理職、参加を希望する教員対象に行った性暴力等の防止に関する研修会の概要	5 2
14	同研修会で配付した資料「教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために」	5 3
15	対応マニュアル「教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために」改訂版	5 5
16	令和 5 年度「性暴力等防止強化月間」の通知文	5 7
17	令和 5 年度 服務事故防止月間(7月)で使用した管理職用チェックシート	5 9
18	令和 5 年度 服務事故防止月間(7月)で使用した教員用チェックシート	6 1
19	同防止月間で全小学校を通して児童に配付した相談シート	6 3
20	同防止月間で全中学校を通して児童に配付した相談シート	6 5
21	同防止月間で掲出した「3ない運動プラスポスター(教員用)」	6 7
22	同防止月間で掲出した「3ない運動プラスポスター(小学校用)」	6 8
23	同防止月間で掲出した「3ない運動プラスポスター(中学校用)」	6 9
24	事案 3 発生後、該当校全学年に行ったアンケート	7 0
25	事案 3 発生後、該当校全学年に配付した相談シート	7 1
26	事案 3 発生後、再発防止に向けた取組を区立学校(園)に指示した資料	7 3
27	事案 3 発生後、区立学校(園)長に提出を指示した報告書	7 4
28	事案 3 発生後、校(園)長対象に行った性暴力等の防止に関する研修会の内容等	7 5
29	事案 3 発生後、区独自の性暴力等に関する第三者相談窓口の周知ちらし	7 6
30	服務事故防止月間(12月)で使用した管理職用チェックシート	7 7
31	服務事故防止月間(12月)で使用した教員用チェックシート	7 9

32	令和6年度「性暴力等防止強化月間」の通知文	8 1
33	同防止強化月間で使用した管理職用チェックシート	8 3
34	同防止強化月間で使用した教員用チェックシート	8 5
35	同防止強化月間で使用した学校の取組確認シート	8 7
36	区立学校に配付した区内相談窓口等一覧	8 8
37	区立学校に配付した東京都作成児童・生徒向け相談窓口等一覧	8 9
38	区立学校に配付した東京都作成保護者向け相談窓口等一覧	9 0
39	令和6年度 服務事故防止月間（7月）で使用した管理職用チェックシート	9 1
40	令和6年度 服務事故防止月間（7月）で使用した教員用チェックシート	9 3
41	同防止月間で各学校が作成・掲出した「服務事故防止ポスター」	9 4

第1 はじめに

1 提言の前提

教員による児童生徒性暴力に関しては、「わいせつ教員」として、繰り返し問題とされてきた。新聞報道によれば、昭和63年(1988年)に、児童生徒に対するわいせつ行為による処分を受けた教員は全国で12人であったことが報道されている(朝日新聞1989年11月2日朝刊)。直近の令和4年(2022年)のデータでは、119人と昭和63年と比べて約10倍となっている¹。

昭和34年(1959年)には、東京都台東区の小学校教諭が担当クラスの10歳の女子児童に、自宅において性行為等を行い、4年の実刑が最高裁判所で確定したという記事が存在する(朝日新聞1959年5月8日朝刊)。練馬区でも、平成3年(1991年)に、小学校の空き教室で4年生の女子児童に対してわいせつ行為をしたとして、強制わいせつ罪で逮捕された事件が発生している(朝日新聞1991年3月8日朝刊)。

このように、これまで多くの児童生徒が教員による性犯罪の被害者となり、一部の事件について報道が昭和の時代から行われてきた。けれども、ほとんどの性犯罪事件がそうであるように、事件の多くは発覚することなく、また、たとえ発覚し、懲戒処分が行われたとしても、その数の少なさも、加害教員の「個人の問題」として扱われ、学校全体として対応すべき問題とはされてこなかった。

これまで、学校における暴力は、体罰やいじめでも有形力の行使のみが目目され、その対応が中心となってきた。学校教育法11条は体罰を明文で禁止しているにもかかわらず、体罰はなくなる。令和4年度において、都内公立学校における体罰等の状況は、「体罰」7人、「不適切な指導・行き過ぎた指導」78人、「暴言等」116人で、計201人となっている²。

体罰は学校の衆人環視の中で行われることの多い「わかりやすい暴力」「見えやすい暴力」であり、そのため発見もしやすく、対策が取りやすい。文部科学省(以下、文科省)は、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」(平成25年)を発出し、東京都教育委員会(以下、都教委)も、「体罰根絶に向けた総合的な対策について」(平成25年)を公表し、その後対策を充実している。

ただし、体罰という教員による児童生徒に対する暴力は、懲戒権に基づく指導として評価できる行為もあるとしていること、また、あくまでも体罰については、生徒の問題行動の文脈で理解されているところが、児童生徒性暴力とは根本的に異なる。体罰と懲戒権の評価は、「児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注

¹ 令和4年度公立学校教職員の人事行政状況調査(文部科学省)
https://www.mext.go.jp/content/20231222-mxt_syoto01-000033180_45.pdf

² 体罰根絶に向けた総合的な対策(東京都教育委員会)
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2023/files/release20231124_03/r4.pdf

意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある」とされ、精神的苦痛については、懲戒権の範囲内の行為とされるものもある（文科省平成 25 年通知）。なお、令和 5 年（2023 年）4 月から、民法における親権者の懲戒権規定が削除された一方で、学校教育法における懲戒権規定の見直しの議論は行われていない。

性暴力は、体罰と異なり、隠れて密かに行われることの多い暴力であることから、発見が困難なだけでなく、正当化されることのない暴力である。にもかかわらず、体罰のように学校における性暴力を特別に禁止する法律は長い間存在せず、また、刑法性犯罪規定も明治 40 年（1907 年）に制定された家父長制に基づく、ジェンダー差別秩序を維持するための装置として機能し続けた。

刑法性犯罪規定が平成 29 年（2017 年）に改正され、監護者性交等罪・強制わいせつ罪が導入されたことで、家庭の中の親・大人・男性の権力性が性犯罪を容易にする要素であることがやっと認められた。しかし、学校における権力性が、性犯罪を容易にすることにつながる事実は、令和 5 年（2023 年）の刑法改正に至るまで、刑法において十分認識されなかった。

令和 5 年の刑法改正では、性的行為を行う場合には、「性的同意」が必要なことが明文化され、同意がなければ、一定の場合に犯罪が成立するとした。また「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」により、「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」、わいせつな行為や性交等をした者が、明文で処罰の対象となった。

当然、学校の教員は、児童生徒に対して、懲戒権の制度的担保を前提として、「社会的関係上の地位に基づく影響力」を持つだけでなく、性的行為を甘受しないと不利益が憂慮される存在となった。ここでようやく、体罰と同様に、性暴力に関しても、その地位に基づく権力を適切に使う必要があることが明確に要求されることとなった。

さらに、これまで 13 歳であった性交同意年齢が 16 歳となり、16 歳未満の者と性的行為を行った場合には、同意の有無を問わず、犯罪と評価されることとなった（ただし 13 歳以上 16 歳未満の場合、5 歳以上年長の者が性的行為を行った場合に限られる）。また、16 歳未満の者に対して、手なづけ（グルーミング）で、性的動機で、面会を強要する場合には、「面会強要罪」として、処罰されることとなった（同様に 13 歳以上 16 歳未満の場合、5 歳以上年長の者が強要した場合に限られる）。

刑法改正に先立ち、教員の性加害によって被害を受けた人たちが声を上げ、また、不法行為における除斥期間の存在を意識しつつも、損害賠償請求訴訟を起こし、裁判所が被害を認定したことから、札幌市教育委員会が事件の 28 年後に懲戒処分を行うという事案も存在した。これらの事実が後押しとなって、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（以下、児童生徒性

暴力防止法)が令和3年(2021年)に成立し、令和4年(2022年)4月1日から施行された。文科省は法律の実効性を高めるために、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」(以下、基本指針)を法施行までに制定して、都教委及び練馬区教育委員会(以下、区教委)も児童生徒性暴力防止法や基本指針に沿った対応を進めていた。

平成29年刑法性犯罪規定の改正の附則9条が、3年後の見直しを規定したことから、国は、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議を開催し、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月11日)を決定した。同方針では、「性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある」とし、さらに3年度には、後継の方針として、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」(令和5年3月30日)を決定した。

その流れを受けて、文科省と内閣府は共同で、「性犯罪・性暴力を未然に予防し、根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが必要である」(令和2年度性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命(いのち)の安全教育」調査研究事業報告書)として、「生命(いのち)の安全教育」を推進するようになった。

2 練馬区における教職員等による児童生徒性暴力事案の発生

練馬区においては、平成3年に児童生徒性暴力事案が報道されてはいるものの、かなり前の事案であり、詳細を確認することができないことから、検討の対象としていない。今回、区教委から説明があった児童生徒性暴力事案は3件である。事案1は令和3年12月の盗撮事案、事案2は令和4年5月の強制わいせつ事案、事案3は令和5年9月の児童ポルノ禁止法違反逮捕事案である。

区教委は、児童生徒性暴力事案が3年連続して起こったこと、事案3が現役校長による他に例を見ない事案で、かつ、その発覚が過去に在籍していた元生徒からの被害申告によるものであったこと、加えてこれら3つの事案がすべて児童生徒性暴力防止法の成立以降に発覚していることを重視し、「練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会」(以下、委員会)を設置し、「性暴力のない学校」を実現するための方策の検討を委員会に依頼した。

本委員会ではこれらの事案について、区教委が把握している事実を中心に検討を行い、新たな調査等を行わなかった。特に、事案3については、性暴力が長期間にわたっていたことや刑事裁判が進行中であること等が調査検討の障害となった。本委員会では、その障害を乗り越えるよりも、現時点で明らかになっている事実を中心に検討することで、将来に向けた提言が十分可能だと判断した。

3 委員会の実施状況

(1) 委員の構成

学識経験者	後藤 弘子（千葉大学理事・副学長）
医師	吉野 一枝（よしの女性診療所院長）
弁護士	中村 仁志（土屋総合法律事務所）
心理に識見を有する者	齋藤 梓（上智大学総合人間科学部心理学科准教授）

(2) 委員会の開催概要

回	開催日	主な内容
1	令和5年12月20日 （水）	練馬区で発生した事案の概要について 区教育委員会の取組について
2	令和6年2月21日 （水）	練馬区の相談体制について 練馬区で発生した事案の詳細について 性暴力等防止に係る法令等について 性暴力等防止の対策を進めるに当たっての 区教委の考えについて
3	令和6年3月27日 （水）	教員のメンタルヘルスについて 教職員向け学校情報セキュリティ研修に ついて 提言書の作成に向けて
4	令和6年5月1日 （水）	学校の取組に対する区教委のチェック体制 について 令和6年度「性暴力等防止強化月間」の 取組について 提言書の作成に向けて
5	令和6年6月19日 （水）	提言書の作成に向けて
6	令和6年7月31日 （水）	
7	令和6年8月28日 （水）	

第2 委員会の基本的な方針

1 委員会で検討した事案

委員会では、以下の3つの事案について検証し、「事案発覚に至る経緯等」「初動対応」「性暴力の防止対策や発見後の対応」等の検討を進めることとした。

事案1 区立小学校会計年度任用職員の盗撮（詳細は別添資料1）

- ・発生日：令和3年12月
- ・加害者：区立小学校会計年度任用職員（36歳・男性）
- ・概要：連絡用黒板のチョーク置きにスマートフォンを置き、3年生女子児童の着替えを盗撮した。当該職員は建造物侵入により有罪となった。

事案2 区立中学校教諭の逮捕（詳細は別添資料2）

- ・発生日：令和4年5月
- ・加害者：区立中学校教諭（37歳・男性）
- ・概要：清掃の時間、男子生徒をトイレの個室に追い込み、ズボンの上から男子生徒の股間をつかんだ。当該教員は強制わいせつ罪により逮捕された。その後、当該教員は自死した。

事案3 区立中学校校長の逮捕（詳細は別添資料3）

- ・逮捕日：令和5年9月
- ・加害者：区立中学校校長（55歳・男性）
- ・概要：過去に当該校長から被害を受けた方が東京都の第三者相談窓口にご相談したことで、本件が発覚した。当該校長は児童ポルノ禁止法違反及び準強姦致傷の容疑で逮捕された。

2 事案についての検討内容

(1) 事案発覚に至る経緯等

一般に、児童生徒性暴力事案に関しては、いかに発生を防止するかが重要な点であるが、発生してしまった場合にいかに早く対応できるかという点もまた重要になる。

事案2については、事案の発生の当日に被害生徒から教員に対して被害の開示がなされており、その時点で発見されていたと想定される。また、事案1については、いつからカメラが設置されていたのかは不明であるが、カメラが児童によって発見されてからすぐに教員に対して開示がされている。他の教室に設置されていたカメラの発見は、被害の開示後の捜索によるが、それでもなお、比較的早い段階で、事案が教員に伝えられたことは、児童に適

切な対応を行う力があったこと、そして児童への日ごろからの教員の関係性構築が適切であったことが推察される。

ただ、事案2については、事後のアンケートにおいて、加害教員による生徒への身体接触が多く行われていたことが生徒から指摘されている。これまでは、必要のない身体接触でも、学校現場では許容されてきた。児童生徒は、その権力関係ゆえに、「嫌だ」と言えないまま、意に反した身体接触が行われ、それが、「気さくな先生」「人気や指導力のある先生」だと誤解されることもあった。「必要のない距離の近さ(境界のなさ)」は性暴力のゲートウェイだという風土を醸成する必要がある。事案3は、校長の逮捕によって事案が明らかになるという不適切な状況が見られる。しかも、その事案の発見の発端は、東京都が児童生徒性暴力防止法の制定を受けて設置した第三者相談窓口においてである。最初は匿名で、事案が特定できない形での電話相談があり、その後、段階的にメールでのやり取りにより事案が特定できる情報提供がされた。東京都の相談窓口でも明確な事案と特定できるまで、練馬区への状況共有を行えなかったため、相談されて3か月ほど後に、区教委が事案の存在を知るに至った。その後、区教委が校長逮捕の3か月前に被害者と連絡を取り、面会を行った。

事案3からは、これまで練馬区で「ない」とされてきた児童生徒性暴力が何年も前から存在していたが、学校に関係する大人たちが適切に発見することができず、また、児童生徒も性暴力についての開示をすることができない事態が長く続いてきたことが明らかになった。事案3から学ぶべきことは、これまで児童生徒性暴力事案が発見されなかったことは「児童生徒性暴力がなかった」ではないということである。当該性暴力が見過ごされてきたことは、学校が児童生徒にとって、安心安全な場所でなかったことを意味し、従って、学校が尽くさなければならない安全配慮義務に違反していたことになる。今回、児童生徒性暴力防止法の施行により、東京都が設置した第三者相談窓口相談がなければ、区内の小中学校において、校長にまでなった人による児童生徒に対する性暴力が発覚しないままであった可能性が高い。その意味で、区教委が独自の第三者性暴力相談窓口を設置したこと(29)は、今後の事案の発覚にとって重要なことだと評価できる。

性暴力は、身体的暴力に比べ密室で行われることが多いため、他者により発見することが困難な暴力である。加害者による性暴力の申告は期待できないため、被害児童生徒や他の教職員等による申告しか発見を期待することができない。事案3では、元生徒の被害申告があったが、それが被害当時になされなかったのは、当時は「学校には性加害はない」という誤った思い込みを前提として、相談体制が整備されていなかったことが大きい。相談窓口が存在し、もっと早い段階、例えば、被害直後に事案3の性暴力が発見されていれば、未だ明らかになっていない性犯罪被害を含めて、より多くの性暴力

被害を防止できた可能性は否定できない。

性暴力は他の身体的暴力に比べて、心的外傷後ストレス症（PTSD）の発症率が高いなど、生涯にわたる深刻な被害を生じさせるものである。政府は、性暴力が「性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある。」として、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（2020）を明らかにし、その後継方針を2023年に出しているのも、その被害の大きさゆえである。事案を発見するための制度的仕組みが欠けていたことは残念でならない。

（2）初動対応について

事案2から明らかになったことは、生徒の被害開示がありながら、開示を受けた教員が適切な対応を行わなかったことである。

事案2は、令和4年5月に発覚したものであるが、すでに見たように、令和4年4月1日から、児童生徒性暴力防止法は施行されており、また、施行後間もないものの、同法はすでに令和3年5月には公布されていたことから、十分同法の考え方について、理解する時間はあったはずである。

また、事案1が令和3年12月に発覚した時点で、同法に沿った対応フローを確認してしかるべきであるが、参考資料 3 4の「サービス事故防止に向けた校内研修の実施について」において、「協議内容1」も「協議内容2」も、発見したらどうするかについてではなく、「こうした行為が与える影響」についての協議や、防止のための方策に関する協議は行われているものの、発見後の対応については、言及がない。事案1の後ただちに「練馬区対応フロー」作成が行われてもよかったのではないか。

事案2の発生後である令和5年4月1日に都教委は「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」を作成したことに先んじて、「練馬区対応フロー」を作成した点は評価できるが、それによって、事案2の対応の不適切さが軽減されるわけではない。

事案2の初動対応の不十分さは、児童生徒性暴力の被害が、児童生徒に与える影響の大きさについての理解が全くないことによるものである。このことは、この人であれば自分の訴えを聞いてくれるだろうという児童生徒の信頼を裏切る行為でもある。また、事案2は、被害生徒が男子であることから、「男子児童生徒は被害に遭わない」という思い込みがあった可能性もある。このような思い込みや信頼を裏切る行為が起こらないために、何をすればよいのかを検討する必要がある。

（3）性暴力の防止対策や発見後の対応についての検討

本提言の14頁にあるように、区教委は事案1から事案3を受けて、「教職

員による児童生徒性暴力等防止に向けた取組」を実施している。これらの取組は令和3年度から始まっているが、児童生徒性暴力防止法が成立した令和3年5月に、各学校に対し法の周知を行ったものの、それ以前は、ほとんど何も行っていなかったことが確認されている。

事案1が起きてから、緊急対応として、臨時校長会(3)や校内研修(4)が実施されている他、児童生徒に対しては、当該校での全校説明・保護者会、心のケアが行われている。これらの対応は、通常事案が起きたときに実施されるものであることから、性暴力に関して、特別な対応がなされたわけではない。事案1は、盗撮事案であったことから、「サービス事故」として、法令順守を基礎とした対応にとどまっている。

令和4年4月1日に同法が施行されても、事案2の発覚の後になって、法律の内容の確認が行われている。事案2の後には、相談窓口の周知が行われているが(8) 区教委独自の第三者相談窓口の開設は、事案3後の令和5年12月まで待たざるを得ない(29)。また、令和4年12月には、「練馬区対応フロー」が策定され(14) 令和5年1月には、対応フローが改訂されている(15) 他、6月・11月には小学校1校中学校1校と少ないものの、「生命(いのち)の安全教育」がモデル実施されている。遅まきながら、やっと、性暴力に特化した防止対策が実施されるようになった。

区教委が性暴力防止対策に本格的に取り組みだしたのは、令和5年度になってからである。4月に都教委による「性暴力等が発生した場合の初動対応マニュアル」が作成され、また、国の方針(「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」(令和5年3月30日))を受けた5月の「性暴力等防止強化月間」の開催、7月の都教委主催のサービス事故防止月間においては、「生命(いのち)の安全教育」の全校全学年実施(16)や教職員対象校長面談の実施、児童生徒への相談シートの配付(19、 20)など、次第に施策を充実させてきた。事案3の発覚以降は、11月には物理的死角をなくすための校内環境の点検や、区独自の第三者相談窓口の設置(12月、 29)などが行われている。

学校における性暴力の防止対策には、物理的死角と心理的死角をなくすことが重要であるが、「校内環境の点検」や令和6年5月の「性暴力等の防止に向けた校舎図の作成(32)はかなり遅くの実施と言わざるを得ない。また、令和6年度の性暴力防止対策の実施(例えば、 32など)では、内容的にほぼ前年と同様であることから、内容の充実を図ることが求められる。

発見後においては、被害者に対する支援は学校が担うべき最も重要な役割である。直後においては、スクールカウンセラー等による対応が行われるが、それが継続して、当該校を卒業しても、少なくとも民法上の成人になるまでは、同じカウンセラーによる対応が継続することが必要である。小学校・中学校という学制上の区切りは、被害者の回復とは、無関係である。このことは、被害者が多くとも同じことである。

また、これまでの教職員による児童生徒性暴力に対する無理解から、在学中は相談できなかった元児童生徒から相談があった場合には、事案3のように支援のタイムラグが生じないように、都教委ともこれまで以上に連携関係を構築する必要がある。

第3 児童生徒に対する性暴力の発覚の困難さ

本稿の第2の2「事案についての検討内容」では、初動対応及び防止対策や発見後の対応について3つの事案を基に検討を行った。それらに加えて検討すべきは、これまで児童生徒性暴力事案が発見されず、見過ごされてきた可能性があるという事実である。

内閣府が若年層（16歳から24歳）を対象に行った調査（2022）によると、若年層のうち、12.4%が身体接触を伴う性暴力被害に、4.1%が性交を伴う性暴力被害に遭遇したことがあると回答している。被害に遭った場所に関する質問では学校という回答が最も多く、加害者が学校・大学の関係者（教職員や先輩、同級生等）であったと回答した者も多い。こうした調査の結果からは、学校において性暴力が発生していることが分かる。これまで練馬区において、教職員による性暴力被害の報告がなかったことは、被害が存在しなかったのではなく、発覚しないままであった可能性も考えられる。ではなぜ、教職員から児童生徒に対する性暴力は発覚しなかったのだろうか。

事案3が、時間が経った後に申告されたことも問題であるが、事案2においては、必要のない身体接触について、教職員たちもまた注意する必要性を感じていなかったことが推察され、そうした性暴力に気が付きにくい風土が、児童生徒性暴力の発覚困難に寄与していたことも考えられる。従って本稿第3では、児童生徒性暴力の発覚がなぜ困難だったかについて検討を行う。

1 学校においては圧倒的な権力関係が存在していることに関する理解が十分ではなかったこと

要因の一つとして、加害者が被害者より立場が上の者である場合、被害者が被害を誰かに相談しにくくなるという点が考えられる。

学校において、児童生徒からすると、教職員は、自分の直接の担任ではなかったとしても、従うべき存在である。自分たちを教え導くはずの立場の人で、自分たちの将来を左右する力を持っていると感じる場合もある。そもそも、児童生徒は、「大人のいう事をよく聞きなさい」などと声をかけられることも多く、「自分より大人の方がものを知っている」「大人に逆らってはいけない」という認識を持ちやすい。

教える者と教えられる者、指導する者と指導される者、指示する者と指示される者、学校においては、圧倒的な権力関係が存在している。

しかし、学校の教職員が、児童生徒との間の権力関係を自覚しているかは不明瞭である。一般的に、パワーを持つ人は、自分の持つパワーに無自覚である。「友達のような先生」という表現がされることはあるが、一見友達のようにフランクな教員であっても、児童生徒との間の権力関係が存在しないわけではない。

圧倒的な権力関係がある場合、上の立場の人に逆らうことは難しく、上の立

場の人を告発することも難しい。児童生徒たちは、教職員から性暴力を行われても、それを相談すること、開示することは困難であっただろう。そうした困難さに気づき、教職員の方から、児童生徒が被害を開示しやすい状況を整えるのならばまだしも、児童生徒にとって被害開示が困難な状況かもしれないという意識がない場合、児童生徒からの自発的な開示は非常に難しい。

2 性暴力についての理解が十分ではなかったこと

性暴力は、性的同意について理解していなければ、自分の身に起きた出来事を性暴力だと気が付くことさえ難しい。目の前で生じている出来事、自分が見聞きした出来事が性暴力であると気付くため、そして性暴力が発生するかもしれないと考え対策を立てるためには、まず、性暴力について理解することが重要である。その上で、性暴力が発生しやすい物理的状況、あるいは心理的状況について考えることが必要となる。従って、何が性暴力であるか、性的同意とは何かを理解することを欠かすことができない。

現在、「生命(いのち)の安全教育」として学校教育の中で性暴力に関する教育が行われるようになったが、以前は社会において、人々は性暴力とは何か、性的同意とはどのようなことかについて学ぶ機会はなかった。教職員として学校に勤務している人々も例外ではない。

そうした知識のなさ、性暴力についての理解のなさが、性暴力に対する理解の解像度を下げ、子どもたちが性暴力を受けているかもしれないという発想の障壁となり、性暴力に気が付きにくくなっていた可能性がある。

3 「サービス違反」という認識が中心で、性暴力が「人権侵害」という意識が希薄だったこと

事案1の発生後、1週間余りで、教職員に向けた「サービス事故防止に向けた校内研修の実施について」(3)を区教委は発出している。この研修は、事案1を受けたもので、事案1の概要について説明を行い、問題点を明らかにしている。その中では、「人権的配慮やハラスメントの視点から、指導方法や児童生徒とのかかわり方に問題がない等についての、教員相互のチェック機能を働かせる。また、そうしたことについて指摘し合える校内の雰囲気・風土を醸成する」という説明がある。

ただ、この研修においては、性暴力のいかなる点が入権侵害に当たるのかが明確ではなく、さらに、単にルールを守ればよい=サービスを順守すればよい、という説明にとどまっていることが問題である。

性暴力は人権問題であり、差別の問題であることをあらゆる機会を捉えて強調していく必要がある。

4 被害者が被害を受けた認識を持つことができなかったこと

被害を受けた人の中には、自分の身に起きた出来事を被害だと認識できなかった人もいた。これは、性暴力の被害当事者によく見られることである。齋藤（2020，齋藤・大竹編著，第7章）は、性暴力の被害当事者にインタビューを行い、被害を受けたときに児童生徒だった場合には「それが性的な行為であると分からず」に被害を受けたと認識できず、被害を受けたときに大人であった場合でも、加害者が知っている相手であった場合には、「それが一般的な性暴力のイメージ（見知らぬ人から突然行われる行為）と異なるために」性暴力だと認識できないことを明らかにした。小学校低学年年齢くらいまでの子どもは、性に関する知識がないため、「それが性的な行為であると分からず」に被害を受ける。秘密にしなければならない恥ずかしいこと、嫌なこと、何かおかしい、と思っていたとしても、それは「性的な行為である」とは理解していない。また、中学生から高校生頃になると、友人たちとの話などから、自分の身に起きていることを「性的なこと」だと認識し始めることはある。しかしそれでも、「被害」だとは思わず、「何かおかしい」「嫌だな」と思うにとどまることも多い。そして、「被害」という認識がなくとも、男性への忌避感、自傷行為、情緒不安定など様々な状態が現れる。

そもそも児童生徒は、性的同意とは何か、性暴力とは何かという教育を、これまで受けてこなかった。従って、性暴力に気が付くことは難しい。練馬区で生活していた児童生徒の中にも、自分の身に起きた出来事を性暴力だと気が付かず、だからこそ誰にも相談できずにいた児童生徒がいたことが推測される。

5 被害者が被害申告・相談する窓口が制度的に存在していなかったこと

性暴力の発見のためには、「ここに相談すればよい」と被害者が思ってくれるような窓口が制度化していることが必要である。事案3は、東京都が設置した相談窓口へ匿名でなされたメールが発端であった。もちろん、児童生徒性暴力防止法の施行や#MeToo運動³も、相談への後押しになった可能性はある。しかし、「性暴力」に特化した相談窓口が開設されたことは、どこに相談したらよいのか、また、相談したらどうなるのかなどの情報が得やすくなる。

29にあるように、令和5年に練馬区が練馬区独自の性暴力に特化した第三者相談窓口を開設した。そのことは、練馬区で性暴力を教職員から受けた児童生徒にとっては、相談しやすい制度が構築されたことは、被害者支援として重要である。

今後の相談件数の推移を見守るとともに、相談窓口から支援につながる方法の構築などが充実することが望まれる。

3 「私も！」という性暴力被害者への共感を表す言葉で、性暴力被害当事者が自身の経験を告白・共有する国際的な運動。SNSで使用されたハッシュタグの名称で呼ばれている。

- 6 教員による「違和感」を共有する仕組みや風土が存在していなかったこと
- 今回の議論の過程で明らかになったことの一つとして、教員の中には、加害をした教員の様子について「違和感」を抱いていた者もいたということだった。“なんとなくおかしい”と思っている、日々の多忙さに追われてそのままになっている様子が見られた。人は、自分が安全ではないときに、他者の安全に配慮することは難しい。また、業務が多忙な時には、お互いの声掛けが減り、困ったことを相談する、気が付いたことを共有することができなくなる。そうした風土も、性暴力の発見を妨げていたのではないだろうか。従って、教職員が心身ともに安全であり、他人の様子が普段と違うときに“何があったのか”と声を掛け合える組織、困ったときに相談し合える組織、あるいは逸脱した行動が見受けられたときに、その人自身に注意を伝えたり、管理職に伝えたりすることのできる組織(それはひいては、相手を注意しても、管理職に伝えても、自分には一切の不利益が生じない組織)について、一層考えることも重要である。

第4 教職員による児童生徒性暴力等防止に向けた取組

...都が実施主体の取組
 ...区が実施主体の取組
 は関連する資料

年度	本区で発生した事案	管理職に対する取組	教職員に対する取組	児童生徒・保護者に対する取組
令和3年度	【事案1】 12月14日 区立小学校会計 年度任用職員の 盗撮 (別添資料1)	【6月 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の周知】 (1周知資料)		【12/15 当該校保護者会】 ・本事案の説明および謝罪 【12/16 当該校児童の心のケア】 ・全校集会での説明および謝罪 ・アンケート(2)および面談実施 ・登下校の見守り
令和4年度	【事案2】 5月13日 区立中学校教諭 の逮捕 (別添資料2)	【5/25 臨時校長会】 ・本事案の説明 ・校内研修の実施指示 (7研修の実施通知)	【5/25 校内研修】 法律の内容の確認および セルフチェックシートの実施	【5/18~ 当該校生徒の心のケア】 ・全校集会での説明および謝罪 ・アンケート(5/5/18実施 6/5/25実施) および面談実施 ・登下校の見守り 【5/19,22 当該校保護者会】 ・本事案の説明および謝罪
		【7月 服務事故防止月間】(テーマ「児童生徒性暴力等の防止」) ・プレゼン資料およびシミュレーションを活用した校内研修の実施 ・セルフチェックシートの実施(9管理職用 10教育系職員用) ・教員対象校長面談の実施 ・相談シートの配付(11小学校用 12中学校用)		
		【12/8 研修会】(13研修会概要) ・講師「特定非営利活動法人性暴力救援センター・東京理事長 平川 和子 先生」 ・題目「教職員による児童生徒性暴力等の防止について」 ・区独自資料「教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために」(練馬区対応フロー)による区の実施の周知(14配付資料)		
		【1/12 区独自資料の改訂】(15改訂資料) ・「性暴力等防止強化月間(5月)」について追記 ・対応フローの改訂 (発見時の対応を丁寧に記載、学校が直接警察に通報することを追記、加害教職員の関係物品を抑えることを追記、加害教職員に対するアンケート実施を明記 等)		
		【5/25 相談窓口の周知】 学校HP上で国や都、区の 相談窓口を案内 (8案内チラシ)		
		【6,11月 生命の安全教育の実施】 小1校中1校でモデル実施		

年度	本区で発生した事案	管理職に対する取組	教職員に対する取組	児童生徒・保護者に対する取組
令和5年度	【事案3】 9月10日 区立中学校校長の逮捕 (別添資料3)	【4月 性暴力等が発生した場合の初動対応マニュアルの作成】		
		【5月 性暴力等防止強化月間の開催】(16 実施通知) ・セルフチェックシートの実施(9 10再掲) ・生命の安全教育の実施(全区立学校園の全学年) ・性暴力の定義および処分量定の確認 ・区独自資料「教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために」改訂版再確認		
		【7月 服務事故防止月間】(テーマ「児童生徒性暴力等の防止」) ・プレゼン資料およびシミュレーションを活用した校内研修の実施 ・教員対象校長面談の実施 ・セルフチェックシートの実施(17 管理職用 18 教育系職員用) ・全校朝会における校長講話 ・相談シートの配付(19 小学校用 20 中学校用) ・3ない運動プラスのポスターの掲出(21 教員用 22 小学校用 23 中学校用)		
				【9/11~当該校生徒の心のケア】 ・全校集会での説明および謝罪 ・アンケート(24 9/13実施 25 相談シート区教委で回収)および面談実施 ・登下校の見守り 【9/12 当該校保護者会】 本事案の説明および謝罪
		【9/22 臨時校長会】 ・本事案の説明 ・5月区取組および7月都取組の再確認を指示 ・校内研修の実施指示(26 研修の実施通知) ・校長からの報告書の提出(27 報告書様式)	【9/22 校内研修】 5月区取組および7月都取組の再確認	【9/19 相談窓口の周知】 学校HPを通して、区、都の性暴力等に関する相談窓口を案内
		【12/7 研修会】(28 研修会概要) ・講師「東京都教育庁人事部職員課職員 ・題目「教職員による児童生徒性暴力等の根絶 ~同様の事故を繰り返さないために~」	【11月 校内環境の点検】 空き教室や教科準備室など死角になる場所の点検	【12/4 区独自性暴力等に関する相談窓口(相談フォーム、メール)の設置】 【12/25 心理士による電話相談窓口の設置】(29 案内チラシ)
				【12月 服務事故防止月間】(テーマ「体罰・不適切な指導・暴言の防止」) ・プレゼン資料およびシミュレーションを活用した校内研修の実施 ・セルフチェックシートの実施(30 管理職用 31 教育系職員用) ・全校朝会における校長講話 ・相談シートの配付(19 20再掲)
令和6年度				【5/29 相談窓口の周知】 36 区内相談窓口等一覧(練馬区作成) 37 不安や悩みがあるときは...(都教委および練馬区作成) 38 保護者向け相談窓口一覧(都教委作成)
		【5月 性暴力等防止強化月間の開催】(32 実施通知) ・セルフチェックシートの実施(33 管理職用 34 教育系職員用) ・生命の安全教育の実施(全区立学校園の全学年) ・性暴力の定義および処分量定の確認 ・区独自資料「教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために」改訂版再確認 ・学校の取組確認(35 確認シート) ・性暴力等の防止に向けた校舎図の作成		
				【7月 服務事故防止月間】(テーマ「児童生徒性暴力等の防止」) ・プレゼン資料およびシミュレーションを活用した校内研修の実施 ・教員対象校長面談の実施 ・全校朝会における校長講話 ・セルフチェックシートの実施(39 管理職用 40 教育系職員用) ・相談シートの配付(19 20再掲) ・3ない運動プラスポスターの掲出(21再掲) ・服務事故防止ポスターの作成(41ポスター様式)

第5 提言

3つの事案についての検討や都及び区を取組を踏まえて、委員会は練馬区に対して、以下を提言する。

1 性被害の発生を防止するために

(1) 性暴力に関する理解の浸透の重要性

前述のとおり、都教委や区教委において、性暴力に関する研修はこれまでも行われており、性暴力発覚時の対応のフローも作成されている(15)。また、相談窓口を設置するなど、区をあげて性暴力の防止に尽力している様子が見えてくる。

しかし、これまでの練馬区での事案やその対応を確認すると、「性暴力」についての適切な認識及び「性暴力」は被害者に対する著しい人権の侵害であり、早急な対応が必要であるという認識が不足しており、被害者視点からの対応も欠けているように見受けられる。例えば、事案2は男性教師から男子生徒への性暴力の事案であるが、この事案において性暴力は男子生徒に対しても行われるということの理解が不足していたことが指摘できる。つまり教職員において性暴力に関するレイプ神話(男性から女性への暴行行為を伴う性被害)が払しょくされていない様子が見えてくる。

また、被害を訴える児童生徒と加害者が接触可能な状況を放置し速やかに防止策を講じていないなど、性暴力が被害を受けた児童生徒にもたらす影響を軽視していると言われかねない対応が行われていること、性暴力について十分な理解がなかったために周囲の教職員も性暴力についての指摘ができなかった、防げなかった、あるいは起きた後に適切な対応ができなかったことなども問題である。

改めて、「性暴力」が犯罪行為である場合には、当該行為が「性暴力」に該当することはもちろんのこと、犯罪行為とまでは言えない場合であっても、セクハラ行為、不必要な身体への接触等をはじめ、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるもの全般が「性暴力」に該当することを、改めて周知する必要がある。

そして、児童生徒への「性暴力」が、児童生徒の人格形成や社会性の発達にも重大な悪影響を与えるということも、改めて周知することも重要である。

(2) 「性暴力」が発生しない、発生させないための風土づくり

教職員への研修による意識改革

「性暴力」を発生させないためには、まず、重要な対策として、教職員に対する研修による意識改革が挙げられる。これまで、練馬区において教職員に対し研修を実施し、チェックシートなどを実施していたものの、現場の教職員において、性暴力を「自分事として捉える」視点も不足していたことが

推測される。

なぜ、教職員にとって「自分事として捉える」ことが難しかったのか、性暴力の適切な認識が不十分だったのかを考えると、これまで長年、児童生徒を教育の客体として捉え、児童生徒を主体とした意識が不足していたこと、そのため、児童生徒の人権を核とした研修の不足、日常の問題から地続きである性暴力の本質を伝える研修の不足が考えられる。

まず、人権に関する教育研修が実施されることが重要であろう。その上で、性的自己決定権とは何か、性的同意とは何か、性暴力とは何か、レイプ神話、ジェンダーやセクシュアリティの問題、今問題になっている性暴力にはどのようなものがあるのか、そもそも性暴力と人権がどのようにかかわるのかといった性をめぐる研修が行われ、性暴力の本質を学ぶことが必要であると考えられる。その後、トラウマインフォームドケア研修⁴やリフカー研修⁵など、発覚後のケアや対応に関する研修、そして実際に児童生徒から相談されたら、同僚の児童生徒への接し方に違和感を覚えたらどうするかなど、対応に関して、グループワークやディスカッションで体験する研修などが行われると良いだろう。

現在、性暴力に関しては「生命（いのち）の安全教育」が学校に導入されているが、児童生徒が学ぶべき内容の背景を、まず大人である教職員が学ばなければ、児童生徒に不適切な知識を伝達することになりかねない。

さらに加えるならば、教職員に対する研修では、自分たちが持っているアンコンシャス・バイアスの問題から、日常の中で気付かずに行っている人権の侵害や暴力の話、地位関係性がもたらす気が付かない強制、そして性暴力の話と広げていく必要があると考えられる。

それは、教職員が性暴力を「誰か自分と関係ない人が行っている特殊なこと」「自分はしないから大丈夫」と捉えず、「自分や自分の周囲で起こる、日常から地続きで発生する可能性があること」と捉えることが重要だからである。実際、性暴力や暴力について学んだ人々からは、「自分もこれまで人を傷つけてきたかもしれない、人の意思を尊重しない関わりを持っていたかもしれない」「自分の身に起きたことも暴力だったと気が付いた」などの感想を聞くことが多い。そうした意識は、確かにつらいことでもあるが、各自が自分の問題として捉える上で極めて重要な点である。

さらに、教職員一人一人が、学校で児童生徒が性暴力に遭わないようにすることは、児童生徒が身体的な怪我をすることを防ぐことと同じように安全に関する当然の配慮であり、性暴力は至るところで起きる可能性があること

4 ト라우マとその影響についての知識を持ち、その知識や情報に基づいた関心・配慮・注意を向けた関わりをすることができるようにするための研修。

5 性的虐待や身体的虐待等が疑われる子どもに対して、どのように面接し、何をどのように聞くべきかといったことを学ぶ研修。児童相談所に通告する際に気を付けるべきことなども学ぶことができる。

を十分に自覚して、児童生徒の様子や同僚の違和感に気が付くセンサーの精度を上げていくことも、安全な学校づくりに極めて重要である。

児童生徒への人権と性に関する教育

なにより性暴力被害を未然に防ぐため、そして万一発生してしまった場合における被害後の相談行動を促進するため、さらには被害後の被害者に対する誹謗中傷を防止するために、児童生徒自身の知識が必要不可欠である。

基本的に、大人から子どもへの性暴力を、児童生徒自身が防ぐことは難しい。特に教職員から児童生徒に対する性暴力は、能力や知識の上下関係だけでなく、立場における上下関係が明確に存在する。教職員は教師という立場上、児童生徒の選択を誘導でき、また、児童生徒の抵抗を防ぐことも容易に可能である。

しかし、児童生徒に「性暴力」についての知識があったならば、その場において「おかしい」と気が付くことが出来る可能性が高まる。また、その場では気が付かない、あるいは直接加害者に言えなかったとしても、児童生徒が誰か他の大人に相談することが可能になる可能性も高まる。さらに、児童生徒同士の性暴力についても一定程度防ぐことが可能となる。

これまで、我が国において犯罪に至らない性暴力が軽視されていたことは否めない。例えば、低年齢向け漫画においても「風呂場をのぞく」「スカートめくり」などが公然と行われる描写があり、それが明確な批判の対象となりにくい時代が続いていた。

また、男子生徒の集団が「体育などで女子が混じった試合だと、どさくさの中で胸を触ったりできてラッキーだ」という話をしていたとする。こういった発言についても、これまで問題視されることは少なかった。男子生徒らは、女子を深刻に傷つけようとしているわけではなくどさくさの中で胸を触ることが「性暴力」であることを理解していないことによる発言であろう。

盗撮事案についても、特に児童においては「性暴力」と認識する児童は少ない。まして、盗撮に至らない、女子児童生徒または男子児童生徒に対して性的な冗談を言うことについて、発言する側もされる側も、それが「性暴力」だと気が付いていない場合も多い。

教職員や保護者の中にも、それを「性暴力」だとは認識できない人がいる可能性もある。知らなかった、認識していなかった、ということで、相手に深刻な影響を及ぼしてしまうことは、被害を受けた側の児童生徒はもちろんのこと、加害をする児童生徒にとっても大変な不利益である。

そのように、児童生徒が教職員から性暴力を受けたとき、児童生徒自身が「被害に気が付いて」「ノーという」あるいは「誰かに相談する」ためには、何が「性暴力」であるかに気が付かなければならない。そのために、児童生徒に対する「性暴力」についての定期的な教育は極めて重要である。

教職員にとっての安全な組織の整備及び「性暴力」を発生させないための取組

教職員にとって、組織が安全ではないということは、どのようなことだろうか。事案2においては、性加害を行った教員について、周囲の教職員が“なんとなくおかしい”とでも思っている、多忙な日常業務の中で取り上げられずにいる様子もうかがえた。

また、教員自身、困ったときに誰かに相談ができない、自分一人で解決しようとするのが、その後の事件につながっている様子もあった。

そして、度重なる教職員による児童生徒への性暴力の発覚により、現場で性暴力が起きないようにと継続して尽力している教職員が精神的、身体的に疲労していることも推測される。

そのため、教職員に対して、仕事に限らず、家族やパートナーなどプライベートでうまくいかないことなどの不全感やストレスがきっかけとなり、性暴力につながることもあることを周知させ、教員へのカウンセリング体制を充実させることも重要である。

近年、特にトラウマを再生産しない組織、暴力を生まない組織を作るために、トラウマインフォームドケアの文脈で、組織がトラウマインフォームドであることの重要性がうたわれている。

つまり、他人の権利を侵害するような暴力によってトラウマが発生しない組織であるためには、組織の構成員自体が、自分たちが安全であると感じられること、組織に透明性があり、自分たち一人一人の強みが生かされていると感じられることが必要となる。亀岡(2022)⁶がまとめた、トラウマインフォームドケアにおける組織の基本原則によると、次の6つの要素が重要であるとされる。

- 「安全」: 組織全体を通じて、その構成員が、身体的・心理的に安全であると感じていること、組織中での対応の一貫性、予測可能性
- 「信頼性と透明性」: 意思決定は透明性をもって行われ、信頼の構築と維持が目標になる
- 「ピアサポート」: 共通の経験を有する人が組織に組み込まれ、サービス提供に不可欠な存在とみなされている
- 「協働」: 力の差の不均衡をなくし、サービス提供側とクライアントが協働で意思決定することを促進する
- 「エンパワメント」: 強みを認識し、それを強化し実証するレジリエンス(回復力)やトラウマを癒す力を信じる
- 「謙虚さと対応性」: 偏見や固定観念および歴史的トラウマを認識し、それに対応する

6 亀岡 智美「実践トラウマインフォームドケア さまざまな領域での展開」(日本評論社 2022)

上記のような観点から、引き続き、学校という組織として、「性暴力」をなくす取組を常に行うことが重要である。

例えば、風通しのよい職場環境を作るよう常に教職員間でコミュニケーションを取る、教職員同士においてもパワハラ、セクハラが生じないよう、周りの教職員も注意する。また、万が一パワハラ、セクハラが生じてしまった場合における通告先の周知、徹底も重要である。「性暴力」について通告がされた場合の対応についてもフローを作成しておくなどの対応も必要であろう。

加えて、「性暴力」が生じないようにするため、学校として、定期的に密室になり得る部屋、時間帯がないか、更衣室やトイレの点検を行うとともに、部屋の鍵の管理を徹底する。

また、「性暴力」に限らず、児童生徒からの相談を受けるにあたっては、誰がいつ、どこで、どのように相談に応じているか、相談に対してどのような対応をとったのか、複数の目で確認できる体制を作ることも重要である。

2 性暴力が発覚した後の対応について

(1) 相談窓口の整備・マニュアルの改訂

令和5年に開設された第三者相談窓口をいかに充実させるかが、今後の重要な課題である。併せて、相談窓口で対応する職員の研修の充実が必要である。

本提言では今回、全体として研修の充実を求めているが、相談窓口職員の研修は、その中でも最も重要なものである。後述する各種研修に加えて、プログラム策定委員会の設置も必要である。このプログラム策定委員会では、相談窓口職員の教育研修のための特別プログラムの制定も不可欠である。

また、令和4年に、東京都に先駆けて策定した練馬区対応フロー（14および15）であるが、事案3の加害者が校長であったことで、そもそも校長へ情報を収集し、対応を行うことを前提とした対応フローに課題があることが明らかになった。

そのため、新対応フロー（別添資料4）を作成し、校長だけではなく、副校長の責務を追加した。いかなる事態にも対応できる、現場として使いやすいフローを作成する必要がある。

(2) 被害者への支援、二次被害の防止の重要性

今回、これまでの事案を検討した中で、性暴力が発覚した後、被害を受けた児童生徒の安全の確保が不十分な事案が見られた。

「性暴力」の事案発生後、校長への報告が遅れる、被害児童生徒が加害者と接触可能な環境のままとなっていた、さらに、勇気をもって起きた出来事を話した児童生徒に対し、対面あるいはWEB上での誹謗中傷を防ぎきることが困難であったといったことが挙げられる。

性暴力は、事態そのものも大きなインパクトをもつ出来事である。しかしその後の適切な支援が無いことは被害者の心身の回復を妨げることとなり、二次加害が生じた場合には、性暴力による傷つきをより深くしてしまうこととなる。

そういった、被害者へのさらなる被害を防止するため、適切な支援としては、周囲の人々が、性暴力のもたらす傷つきの深さを知ることが第一歩である。そして、周囲の児童生徒や保護者からの二次加害を予防するためには、周囲の児童生徒や保護者への教育と適切な情報開示が不可欠である。

さらには、被害者への二次加害が起きる恐れがある場合には、学校として、断固として二次加害を許さない姿勢を示すことも重要だと考えられる。

そして、児童生徒から被害申告があった場合には、それを真摯に受け止め、対象教員がたとえ否認したとしても、加害者である可能性のある教員とは分離することなど、まずは児童生徒の被害申告が事実である、との前提のもと、被害の継続を防止するために必要な措置を取る必要がある。

加えて、区教委は被害者に寄り添う支援をマニュアルとして制定するなど、支援を制度化することが必要である。

(3) 性暴力が生じた場合の適切な対応

被害児童生徒からの聞き取り、被害児童生徒への対応について

まず、性暴力については、最初に相談を受けた人が、どのように被害を受けた児童生徒から話を聞くのかということが重要である。

まずは、被害者の視点に立ち、被害者からの話を謙虚に聞く姿勢は重要である。

そのときに「受けた被害は暴力であり、許されないことだ」といった対応をされなければ、子どもたちは二度と自分の被害を人に打ち明けなくなるかもしれない。自分の話を信じてくれない大人に、子どもはそれ以上のことは話さない。一方で、相談を受ける者が上記の気持ちを強く持ちすぎて子どもの言葉を誘導してはならない。特に小学校年齢の児童の場合、「記憶の汚染」（当初の記憶が後の情報により書き換えられること）を防ぐためにも、教職員においても児童からの適切な聴き方を学ぶことは重要である。

さらに、性暴力の被害を受けたことについて相談があった後に、被害を受けた児童生徒を支援する人材の育成も重要であろう。

担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどが対応者として考えられるが、学校においてトラウマインフォームドな対応が行われ、その後必要に応じて専門機関につなぐというプロセスを取ることが、児童生徒の心理的回復を考える上で必要となる。

ただし、心理職という専門家であったとしても、誰しもがトラウマインフォームドな対応ができるわけではなく、特に性暴力の対応は対応する者も気

持ちが揺れることが多い。前述していることではあるが、改めて、教職員が適切な対応をするための研修が実施されることが望ましい。

関係機関との連携強化について

すでに練馬区においても関係機関との連携を図っているところであるが、改めて、性暴力発生後の関係機関との連携についての見直しは必要である。

性暴力については、発生した場合に被害者からの聞き取りが極めて重要となるところ、児童生徒は未成年者であり暗示、誘導されやすいという傾向は否定できない。そのような中で何度も聞き取りがなされれば、記憶の汚染が生じることは周知の事実である。

そのため、性犯罪については警察、検察等での被害確認面接が行われることが多く、性犯罪に至らない「性暴力」であったとしても、専門的知見を有する者が聞き取りを行うことが望ましい。

そういったことから、「性暴力」発生時、それが性犯罪に直ちに当たらない場合であっても、誰が、どのように被害児童生徒から聞き取りを行うのか、あらかじめマニュアル化しておくことが重要であるとともに、性犯罪にあたる可能性のある事案については児童相談所と連携して聞き取りを行うなど検討されるべきと考えられる。

誹謗中傷対策

誹謗中傷対策については、事前の予防、出来事発生時の予防、誹謗中傷が生じている段階の対策といくつかの段階で考える必要がある。

事前の予防は、児童生徒や教職員、保護者に対する教育・啓発がその役割を果たすと考えられる。

性暴力事案が発生してしまった場合における誹謗中傷の予防としては、情報の管理や適切な情報の伝達である。3つの事案において、児童生徒への情報の伝達は、区内各学校では全校集会という形で実施された。その前後には、保護者会も行われた。その際に、児童生徒の心のケアを一定期間行うことやアンケートの実施（2、5、6、24及び25）はあっても、事件を性暴力やその被害について考えるべき機会と捉え、全校児童生徒に対する教育を実施するということにはなされていない。そのため、伝達された情報によって、誹謗中傷が行われる可能性について、適切に予測し、それについての対策が実施された形跡はない。

性暴力事案に関して、児童生徒に何をどう伝えるのか、そしてその伝えた情報が、新たな被害を生まないように、区教委や学校は、性暴力事案に関しての適切な情報管理のプロセスをあらかじめ確認しておくことが望ましい。

そして、万一、誹謗中傷が生じてしまった段階における対策は、一つには、学校が毅然として誹謗中傷を許さない姿勢を取り続けること、被害者の立場

に立った発信をすることが挙げられる。その他、具体的な対応フローをあらかじめ作成しておくこと、SNS などインターネット上の誹謗中傷の場合、弁護士と相談し、場合によっては情報開示手続など、法的手続を取ることも重要であろう。

加害者である教職員への厳正な対応

教職員による「性暴力」が生じてしまった場合における、厳正な処分も重要である。「性暴力」に対して組織として毅然とした態度をとることを示すことが、後の「性暴力」の発生に対して一定の抑止効果となると考えられる。

ただし、教職員に対する処分を行う場合には、被害者、加害者、その周りの第三者からしっかりと聴取を行った上、その聴取内容を基にした事実確認を前提とすること、犯罪行為に該当する場合には、あくまで犯罪となるかどうかについては刑事裁判の結果によるものであり、それ以前に第三者が犯罪行為として「有罪」と認定することは許されないこと、加害者であっても「人権」を有する一人の人間であることを念頭に置き、個人情報漏洩、誹謗中傷が発生しないよう注意することは重要である。

区教委自体は教員の処分権限を持たないが、「性暴力」が発生した場合において、教職員が上記の意識を持ったうえで対応すべき必要がある。

3 あるべき研修の例

繰り返しになるが、委員会の議論の中で、明らかになったことは、根本に「人権意識の欠如」があるということである。これは児童生徒や学校関係者だけでなく、保護者や世間一般をも包括してすべての日本人意識の問題だと考えられる。

そもそも加害者は、性暴力を行うことが被害者の人権を損害することだと認識していない。被害者も、性暴力によって自分の人権が侵された、と認識することは難しい。しかし性暴力は深刻な人権の侵害であり、だからこそ、被害を受けた人は重大な傷を負う。「自分の身体は自分のもの、同意なき接触は性暴力であること、人と人との関係において立場の違いはあれど対等・平等であること」などが広く理解されていないことは、大きな問題である。性暴力やその後に起こる誹謗中傷の問題も、そこに根本原因がある。

そしてそれを解決するのはやはり教育以外にはないと考える。

(1) 児童生徒に対する性教育

2023年度から内閣府と文科省による「生命(いのち)の安全教育」が全国の学校で本格的にスタートした。モデルスライドも文科省のホームページにアップされている。従来の性教育が「科学的な身体と心のしくみ」が中心で、トラブルが起きないように気を付けることが中心だったのに比べ、リプロダ

クティブヘルス・ライツ（「性と生殖に関する健康と権利」）の考え方が根底にある。つまり「自分の身体は自分のもの」「ノーを言う権利」「明確なイエス以外はノーである」などが盛り込まれているのが特徴である。性犯罪・性暴力を根絶していくために、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を目的とする。

もともと日本の性教育は1992年（性教育元年とも呼ばれる）に本格的に開始された。行き過ぎた性教育ということで「七生養護学校事件」（2003年）⁷も起きるなど、その歩みは平坦ではなかった。2004年に文科省は学習指導要領の改訂を行い、いわゆる「歯止め規定」と言われる、中学校では「受精・妊娠までを取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする」（解説保健体育編）という文言が入った。当時の性交同意年齢が13歳だったことを考えるとかなり矛盾していると言わざるを得ない状況が、かつてはあった。

こうした中、東京都では東京産婦人科医会と都教委が協力して、都立高校へ産婦人科医を派遣して性教育を行う、という事業を2006年から行っている。2018年からは中学校への派遣も開始され、徐々に参加校も増加している。2022年秋から都立高校への産婦人科医師校医制度がスタートした。練馬区でも、産婦人科医が性教育に関わる機会があるが、今後積極的に増やしていただきたい。

（2）教職員、保護者に対する研修

東京都産婦人科医会と都教委の事業内容は「高校の養護教諭とチームで生徒向け講演会、事例検討、教員や保護者向けの研修会を行う」となっている。ただ、実際は生徒向け講演会を年1回行うのが通例で、その時養護教諭以外の教員や保護者も一緒に聞けるようにしている学校もあるが、数は多くはない。

練馬区においては、生徒向けはもちろんのこと教員向け研修、保護者向け研修や個別相談を積極的に行うとともに、養護教諭を中心とした研修実施についても推進をお願いしたい。

⁷ 小学部から高等部にかけて一貫性を持って性教育をする独自のカリキュラム「こころとからだの学習」を実施したことを、「不適切な性教育をした」として都教委が校長等を処分した事件。2010年に最高裁判所は、七生の性教育について「学習指導要領に反しない」と判断し、処分を取り消した。

(3) 研修内容について

児童生徒及び教職員に対する具体的研修内容として、必要だと考えられるものを以下に記す。

期間：各学年で年に1度以上、1回につき45分～50分実施

内容：性暴力を防止するためには性教育が必要であり、性教育は人権教育であるとの認識のもと、具体的には、下記の内容が含まれ、児童生徒においては、義務教育の間で段階的に理解できることが望ましい。

対等な関係性、あるいはパートナーシップに関する内容
人権や文化、セクシュアリティ
リプロダクティブヘルス・ライツ
身体と心の科学的知識（生理や射精、妊娠や避妊、中絶などを含む）
プライベートゾーンに関する知識
いつどこで誰とどのような性的行為をするかという性的自己決定権
ジェンダー・セクシュアリティに関する理解
性的同意の具体的な内容、考え方
何が性暴力にあたるのか
性暴力を受けたときに、人は抵抗が難しいこと
性暴力を受けたときに、誰に相談ができるか／相談先の周知徹底
No Go Tell（嫌だという、その場を立ち去る、信頼できる大人に話す）

委員会の提言を受けて、今後は、プログラム策定委員会を立ち上げ、練馬区独自の「人権を基盤にした教育・研修プログラム」の作成をお願いしたい。

第6 おわりに

令和4年に児童生徒性暴力防止法が施行されて、本提言第4に記述したように、性暴力防止のための対応が進んできている。発見のために重要な窓口も、練馬区独自で開設し、また、発見の風土を醸成するための教職員研修や児童生徒に対する「生命（いのち）の安全教育」の全校実施も進んでいる。また、発見後の練馬区対応フローも整備されている。今回の事案3を受けた練馬区対応フローの改正も、本委員会は提言している。

ただ、制度＝「うつわ」ができて、その「うつわ」の運用が、「人権」に基づいて行われなければ、「児童生徒を性暴力から守る」という理念が理念で終わり、実際の児童生徒を守ることにはつながらない。性暴力から児童生徒を守るとは、児童生徒の個人としての尊厳を守り（日本国憲法13条、こども基本法3条1号）、差別をなくし（日本国憲法14条、子どもの権利条約2条1項、こども基本法3条1号）、児童生徒の成長発達権を保障することである（子どもの権利条約6条、こども基本法3条2号）。

性暴力は子ども時代を奪うだけではなく、児童生徒の将来に大きな影響を与える。それだけではなく、学校という平等な学びの場が、「性暴力に耐えながら学び、性暴力に耐えながら他の児童生徒と同様な結果を試験等で出さなければならない」という差別の場となってしまう。

学校が児童生徒の尊厳を守り、平等な場所で、しかも成長発達権を保障する場であるために、私たちは研修がとても重要だと考えた。その結果、今回は研修内容に深く踏み込んだ提言となった。今必要なのは、「学校が性加害を生まない風土づくり」であり、そのためには、適切なプログラムが欠かせない。繰り返しになるが、練馬区独自の研修・教育プログラムを作成し、それに沿って、繰り返し研修・教育を行うことが、今の練馬区に必要なことである。

児童生徒だけではなく、教職員にとっても、また、保護者や練馬区民にとっても、安心安全で、練馬区で生活してよかったという所属感（Belonging）が感じられる学校にする必要がある。

私たちが議論してきたのは、児童生徒の権利をどのように保障するかである。練馬区の教員すべてが、「教育委員会から言われたから」「法律がそうになっているから」という他律的な理由によってではなく、教員として、児童生徒の人権を守ることが第一次的責務であることを再認識し、単なる法令順守に拘泥することなく、率先して子どもの人権を保障することを期待する。

そのためには、今後行われる施策が、児童生徒の人権に基づいた、真に児童生徒にとって学校が性暴力のない安心安全な場所になっているかの検証も欠かせない。練馬区の「性暴力を許さない学校風土を醸成する」試みは、やっと緒についたばかりである。これから、検討の契機となった事案を風化させず、被害に遭った児童生徒のことに思いをいたしながら、息の長い、繰り返しの研修等を制度的に実施することが、防止のためには不可欠である。「二度と児童生

徒を被害者にしない」ことは、教職員を含む大人たちの責務である。

最後に、自分の被害について、声を上げてくれた児童生徒や元児童生徒に心から感謝したい。あなたたちの勇気ある行動がなければ、私たちは学校における性暴力について真摯に向き合うことができなかった。これから声を上げる人たちに対しては、これまでとは異なった対応を区教委が行うことを信じてほしい。

